

掛川市規則第9号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「（1回の承認に係る期間が1月以下である育児休業を除く。）」を削り、「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。第20条第2項第2号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

